

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 14	9
制定日 : 2006. 4. 1			改訂日 : 2021. 4. 5	

## 付属書 B

### 審査検証結果の公表、認証マークならびに認定シンボル使用規則等

#### 1. 目的

この付属書は、一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター (JMACC、以下当センターという。) の事業者が、審査検証結果の公表、当センターの認証マークならびに認定機関の認定シンボルを適正に使用できるように、必要事項を定めたものである。

なお、この付属書は、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB、以下 JAB という。) の ISO14065 認定に基づく ISO14064-1,-2 に対する GHG 審査・検証に関して、当センターが発行する認証マークならびに認定シンボル等に関して適用する。

また、JAB N410 の最新版は、この規則に引用されることによって、この規則の一部を構成する。

#### 2. 定義

##### 2. 1 認証マーク

認証マークとは、事業者が、GHG 審査・検証機関である当センターによって認証されたことを示すために、当センターが交付するマーク。



##### 2. 2 認定シンボル

認定シンボルとは、当センターが、JAB によって認定された GHG 審査・検証機関であることを示すために、JAB が交付するシンボル。

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 14	10
制定日 : 2006. 4. 1			改訂日 : 2021. 4. 5	

### 3. 認証マーク使用の規則

事業者は、認証マークの使用に際しては、以下の事項を遵守する義務を負う。遵守されない場合には、当センターは、是正処置の要求、認証マークの使用禁止、違反の公表等の処置をとる。

#### 3. 1 認証マークの使用条件

事業者は、認証マークを次のように使用することができる。

- (1) 事業者の会社案内書、ホームページ、パンフレット等、広報活動文書への印刷、貼り付け。
- (2) 事業者の名入り封筒、用紙等への印刷、貼り付け。
- (3) 事業者の車輛、社屋等の構造物、映像、電子媒体等への印刷、貼り付け。なお、認証マークを使用したことによって、その対象物（車輛、構造物、映像、電子媒体等）そのものの特性機能が保証されたとの誤解を与えないように、事業所名またはプロジェクト名に当該年度を明記すること。
- (4) 製品カタログ等の説明書における適切な使用。
- (5) 名刺への使用。ただし、対象事業所またはプロジェクトの範囲の業務に従事する者のみが使用できるものとする。
- (6) 事業者の製品の輸送時の大箱等への印刷、貼り付け。ただし、以下の全ての条件を満たすものに限る。
  - ①ダンボール製の外装等で、通常、最終ユーザーの手に渡らないと考えられるもの。
  - ②「(これは) 製品に与えられたマークではない」旨の明記。

#### 3. 2 認証マーク使用上の制限

- (1) 事業者は、製品または製品の包装に認証マークを表示してはならない。
- (2) 事業者は、製品の機能等が保証されたと誤解を与える可能性のある表現をしてはならない。
- (3) 事業者は、審査・検証を受けた範囲外で認証マークを使用してはならない。
- (4) 認証マークの使用にあたっては、事業所名またはプロジェクト名に当該年度を記載した上で使用することとする。
- (5) マークの単独使用にあたっては、認証マークを使用することとする（認定シンボルのみの使用は不可とする）。
- (6) 試験所が行う試験・校正または検査・調査機関が行う検査・調査の報告書は、製品と見なされるため、認証マークをこれらの報告書に表示してはならない。

#### 3. 3 認証マークの表示

- (1) 事業者は、「JAB N410 の最新版」の表示方法にしたがい、認証マークを表示しなければならない。
- (2) 認証マークを縮小または拡大して表示する場合には、上記（1）でロゴマークとして示された全ての部分を均一に、縮小または拡大しなければならない。
- (3) 当センターの認証マークを、JAB の認定シンボル、他の審査登録機関の登録マーク、もしくは事業者の使用するマークとともに使用する場合には、それぞれが同一の縮尺寸法で、かつ、それぞれが独立して識別できるように表示しなければならない。
- (4) 認証マークの印刷で使用する色は、「JAB N410 の最新版」に規則しているとおり、ロゴ部のみ、サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色による印刷も可とする。

#### 3. 4 認証マークの使用期間

- (1) 事業者は、当センターの審査・検証を受けた事業所ならびにプロジェクトの当該年度に対してのみ、認証マークを使用することができる。

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 14	11
制定日 : 2006. 4. 1			改訂日 : 2021. 4. 5	

#### 4. 認定シンボル使用の規則

事業者は、当センターが JAB によって認定された範囲において、JAB の認定シンボルを使用することができる。事業者は、認定シンボルの使用に際しては、以下の事項を遵守する義務を負う。遵守されない場合には、当センターは、是正処置の要求、認定シンボルの使用禁止、違反の公表等の処置をとる。

##### 4. 1 認定シンボル使用条件

事業者は、認定シンボルを次のように使用することができる。

- (1) 事業者の会社案内書、ホームページ、パンフレット等、広報活動文書への印刷、貼り付け。
- (2) 事業者の名入り封筒、用紙等への印刷、貼り付け。
- (3) 事業者の車輛、社屋等の構造物、映像、電子媒体等への印刷、貼り付け。なお、認定シンボルを使用したことによって、その対象物（車輛、構造物、映像、電子媒体等）そのものの特性機能が保証されたと誤解を与えないように、審査登録範囲を明記すること。
- (4) 製品カタログ等の説明書における適切な使用。
- (5) 名刺への使用。ただし、対象事業所またはプロジェクトの範囲の業務に従事する者のみが使用できるものとする。
- (6) 事業者の製品の輸送時の大箱等への印刷、貼り付け。ただし、以下の全ての条件を満たすものに限る。
  - ① ダンボール製の外装等で、通常、最終ユーザーの手に渡らないと考えられるもの。
  - ② 「(これは) 製品に与えられたシンボルではない」旨の明記。
- (7) 事業者は、認定シンボルを当センターの認証マーク、他の審査登録機関の登録シンボル、もしくは事業者のマークとともに使用する場合には、認定シンボルとは明らかに異なるように識別できる表示にしなければならない。

##### 4. 2 認定シンボル使用上の制限

- (1) 認定シンボルを使用するにあたっては、当センターの認証マークと併用しなければならない。認定シンボルのみを単独での使用や、単独で使用しているとの誤解が生じる方法で使用してはならない。
- (2) 事業者は、製品や製品の包装に認定シンボルを表示してはならない。
- (3) 事業者は、製品の機能等が保証されたと誤解を与える可能性のある表現をしてはならない。
- (4) 事業者は、事業者そのものが認定されているとの誤解が生じる方法で認定シンボルを使用してはならない。
- (5) 事業者は、対象事業所またはプロジェクトの範囲外で認定シンボルを使用してはならない。
- (6) 試験所が行う試験・校正または検査・調査機関が行う検査・調査の報告書は、製品と見なされるため、認定シンボルをこれらの報告書に表示してはならない。

##### 4. 3 認定シンボルの管理

- (1) 当センターより認定シンボルの清刷または電子データの提供をうけた事業者は、当該清刷の複製の保護ならびに漏洩防止のため、提供をうけた清刷または電子データの適切な管理をしなければならない。
- (2) 事業者が下請業者に認定シンボルの清刷または電子データの複製を提供する場合には、事業者は下請業者に対し、当該清刷または電子データ複製の保護及び漏洩防止のため、本規則を遵守するとともに適切な管理を行うよう要求しなければならない。

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 14	12
制定日 : 2006. 4. 1			改訂日 : 2021. 4. 5	

#### 4. 4 認定シンボルの表示

- (1) 事業者は、「JAB N410 の最新版」の表示方法にしたがい、認定シンボルを表示しなければならない。
- (2) 認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合には、縮小または拡大後のロゴ部ならびに認定番号の比は、当センターにより与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。
- (3) 認定番号は、認定シンボルとともに必ず表示しなければならない。また、文字が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。
- (4) 認定シンボルを印刷物やウェブサイトを使用する際には、当センターが提供した認定シンボルの清刷または電子データの複製を使用しなければならない。
- (5) 認定シンボルは、当センターが提供した清刷を一体の状態で使用し、ロゴ部、認定番号を分解したり、個別に使用したり、また組み替えてはならない。
- (6) 認定シンボルの清刷の保存形式ならびに解像度は、当センターが提供した状態を維持し、他の保存形式に変更したり、また解像度を低めてはならない。
- (7) 認定シンボルを使用する際は、色は、「JAB N410 の最新版」に規則しているとおり、ロゴ部の上部の図形の背景のみ基本色は青とし、青色に代えて、黒色、灰色、金色、銀色による表示も可とする。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下に「JAB」の文字及び認定番号は黒とする。

#### 4. 5 認定シンボルの使用期間と使用停止

- (1) 事業者は、当センターの審査・検証を受けた事業所ならびにプロジェクトの当該年度に対してのみ、認定シンボルを使用することができる。
- (2) 事業者は、当センターの認定有効期間においてのみ認定シンボルを使用ことができ、当センターが認定一時停止または取消し、もしくは認定終了となった場合には、新たな認定シンボルの使用を禁止しなければならない。
- (3) 当センターが認定取り消しまたは認定終了となった場合には、事業者は、速やかに当該清刷ならびに電子データの複製を復帰し得ない形で完全に消去または廃棄しなければならない。下請負業者に清刷ならびに電子データの複製を提供している場合には、事業者は下請負業者に対して当該清刷ならびに電子データの複製を復帰し得ない形で完全に消去または廃棄するよう要求しなければならない。

#### 5. 外部への公表、不適切な引用等

- (1) 事業者は、審査・検証の結果や内容、ならびに認証マークや認定シンボルの不適切な表示や誤解をとまなう表現を行ってはならない。また、自らが表明したかしないかにかかわらず（他者による表明も含め）、不適切な使用を発見した場合は、速やかに、当センターへ連絡し、協議の上、対応処置を講じなければならない。

以上